

(写)

大 建 第 1 0 5 号

令和3年6月11日

大口町下水道事業経営審議会会長 様

大口町長 鈴木雅博

下水道使用料の改定について（諮問）

大口町の公共下水道は、快適で衛生的な生活環境の創造と公共用水域の保全を目的に、昭和63年度に事業着手され、平成8年1月に供用が開始されました。

本町の下水道事業は、整備率が95%を超え、今後は老朽化した施設の更新や維持管理を中心とした時期に移行してまいります。しかしながら、現在の下水道使用料体系では、本来下水道使用料で賄うべき污水处理費を賄いきれず、不足分は一般会計からの繰入金によって補っている状況であります。

下水道使用料収入の今後におきましても、企業における経費節減や節水機器の普及などから大幅な増収は見込めない状況にあることから、使用料について見直す時期となっています。

つきましては、下水道事業において、将来にわたり安定的な事業経営を行うため、大口町下水道事業経営審議会設置条例第2条の規定により、下水道使用料の改定について貴審議会の意見を求めます。